［(2)・(3)　略］

(4)　新規発行（売出）有価証券

a　募集又は売出しをしようとする有価証券で発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が１億円未満であるものについて記載すること。

［ｂ～ｅ　略］

ｆ　(5)ｄの規定により「発行（売出）価格」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した発行（売出）価額の総額を「発行（売出）価額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

また、発行価額の一部につき払込みを要しない新株の発行（以下「一部払込発行」という。）の場合には、その払込金額の総額を「発行（売出）価額の総額」欄に内書きすること。

ｇ　(5)ｄの規定により「資本組入額」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した資本組入額の総額を「資本組入額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

ｈ　新規発行株式、新規発行新株予約権証券又は新規発行社債（社債等振替法第66条第１号に規定する短期社債（以下「短期社債」という。）を除く。）については、当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を欄外に記載すること。

ｉ　［略］

ｊ　社債（短期社債を除く。）については、その発行券面額の総額若しくは発行振替社債（社債等振替法第66条（同法第117条又は第127条において準用する場合を含む。）に規定する振替社債又は同法第192条第１項に規定する振替新株予約権付社債（以下「振替社債」という。）のうち、新規に発行されるものをいう。以下同じ。）の総額又は売出券面額の総額若しくは売出振替社債（振替社債のうち、新規に売出されるものをいう。以下同じ。）の総額を欄外に記載すること。

［ｋ・ｌ　略］

ｍ　募集又は売出しをしようとする有価証券が、社債等振替法第２条第２項に規定する振替機関（以下「振替機関」という。）が取り扱う有価証券である場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

(5)　有価証券の募集（売出し）の方法及び条件

a　［略］

b　「発行（売出）価格」欄には、株式については１株の発行価額又は売出価額を、新株予約権証券については新株予約権１個の発行価額又は売出価額を、社債については券面額の金額100円についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の金額100円についての発行価額若しくは売出価額を、コマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額を、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については１単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行（売出）価格」欄に内書きすること。

［ｃ～ｇ　略］

［(6)～(8)　略］

［(2)・(3)　同左］

(4)　新規発行（売出）有価証券

a　募集若しくは売出しをしようとする有価証券で当該取得に係る発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が１億円未満であるものについて記載すること。

［ｂ～ｅ　同左］

ｆ　(5)のｄにより「発行（売出）価格」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した発行（売出）価額の総額を「発行（売出）価額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

また、発行価額の一部につき払込みを要しない新株の発行（以下「一部払込発行」という。）の場合には、その払込金額の総額を「発行（売出）価額の総額」欄に内書きすること。

ｇ　(5)のｄにより「資本組入額」を見込額によって記載する場合には、当該見込額によって算出した資本組入額の総額を「資本組入額の総額」欄に記載し、その旨を注記すること。

ｈ　新規発行株式、新規発行新株予約権証券又は新規発行社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第１号に規定する短期社債（以下「短期社債」という。）を除く。）については、当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を欄外に記載すること。

ｉ　［同左］

ｊ　社債（短期社債を除く。）については、その発行券面額の総額若しくは発行振替社債（社債、株式等の振替に関する法律第66条（同法第117条又は第127条において準用する場合を含む。）に規定する振替社債又は同法第192条第１項に規定する振替新株予約権付社債（以下「振替社債」という。）のうち、新規に発行されるものをいう。以下同じ。）の総額又は売出券面額の総額若しくは売出振替社債（振替社債のうち、新規に売出されるものをいう。以下同じ。）の総額を欄外に記載すること。

［ｋ・ｌ　同左］

ｍ　募集又は売出しをしようとする有価証券が、社債、株式等の振替に関する法律第２条第２項に規定する振替機関（以下「振替機関」という。）が取り扱う有価証券である場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

(5)　有価証券の募集（売出し）の方法及び条件

a　［同左］

b　「発行（売出）価格」欄には、株式については１株の発行価額又は売出価額、新株予約権証券については新株予約権１個の発行価額又は売出価額、社債については券面額の金額100円についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の金額100円についての発行価額若しくは売出価額、コマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額、カバードワラント、預託証券及び有価証券信託受益証券については１単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行（売出）価格」欄に内書きすること。

［ｃ～ｇ　同左］

［(6)～(8)　同左］